

# (10) 料金表 北エリア

## ① 運動施設(陸上競技場〈カンセキスタジアムとちぎ〉、トレーニング室)

利用目的Aは、アマチュアスポーツに利用。 利用目的Bは、アマチュアスポーツ以外に利用。

施設名	利用区分	利用目的	専用利用の場合				時間外料金 〈1時間当〉		普通利用の場合		普通(回数券)利用の場合	
			午前	午後	1日	夜間	8時30分以前	21時以降	単位	利用料	単位	利用料
陸上競技場 〈カンセキスタジアム とちぎ〉	A		21,100円 (10,550)	28,500円 (14,250)	48,100円 (24,050)	23,800円 (11,900)	9,040円 (4,520)	11,900円 (5,950)	1人1回	250円	11回/1部	2,500円
	B		52,700円 (26,350)	71,200円 (35,600)	120,000円 (60,000)	59,500円 (29,750)	22,580円 (11,290)	29,750円 (14,870)	-	-		
トレーニング室	A		5,090円 (2,540)	6,870円 (3,430)	11,600円 (5,800)	5,720円 (2,860)	2,180円 (1,090)	2,860円 (1,430)	4時間 につき	400円 (200)	4h×11回/1部	4,000円 (2,000)
	B		12,700円 (6,350)	17,100円 (8,550)	29,000円 (14,500)	14,300円 (7,150)	5,440円 (2,720)	7,150円 (3,570)	-	-		

( )内金額は、高校生等以下の料金

利用区分は、次のとおりとする。

ア 午前とは、8:30から12:00までをいう。

イ 午後とは、12:00から18:00までをいう。

ウ 1日とは、8:30から18:00までをいう。

エ 夜間とは、18:00から21:00までをいう。

オ「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

カ 時間外の利用は、準備及び片付けのみ利用可能である(普通利用を除く)。

キ 普通利用は、8:30から21:00まで可能である(最終受付 20:00)。日没後の利用には利用料に加えて、照明料金が発生する。(詳細は④附属設備へ)

専用利用時の利用料の注意事項

ア 入場料を徴収する場合	A料金の場合はB料金と同額 B料金の場合はB料金の10倍の額
イ 陸上競技場(カンセキスタジアムとちぎ)と第2陸上競技場を併用して専用利用する場合	第2陸上競技場の料金を5割引とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
ウ 各運動施設をその施設目的以外に使用する場合	B料金の額

## ② 会議室

施設名	利用区分	午前	午後	1日	夜間	時間外料金 〈1時間当〉	
						8時30分以前	21時以降
会議室1 (60名)		3,230円 (1,610)	4,030円 (2,010)	6,970円 (3,480)	4,030円 (2,010)	1,380円 (690)	2,010円 (1,000)
会議室2 (42名)		2,280円 (1,140)	2,790円 (1,390)	4,820円 (2,410)	2,790円 (1,390)	970円 (480)	1,390円 (690)
会議室3 (30名)		2,280円 (1,140)	2,790円 (1,390)	4,820円 (2,410)	2,790円 (1,390)	970円 (480)	1,390円 (690)
会議室4 (42名)		2,280円 (1,140)	2,790円 (1,390)	4,820円 (2,410)	2,790円 (1,390)	970円 (480)	1,390円 (690)
会議室5 (84名)		3,230円 (1,610)	4,030円 (2,010)	6,970円 (3,480)	4,030円 (2,010)	1,380円 (690)	2,010円 (1,000)
会議室6 (93名)		3,230円 (1,610)	4,030円 (2,010)	6,970円 (3,480)	4,030円 (2,010)	1,380円 (690)	2,010円 (1,000)
会議室7 (54名)		2,280円 (1,140)	2,790円 (1,390)	4,820円 (2,410)	2,790円 (1,390)	970円 (480)	1,390円 (690)
会議室8 (66名)		2,280円 (1,140)	2,790円 (1,390)	4,820円 (2,410)	2,790円 (1,390)	970円 (480)	1,390円 (690)
会議室9 (51名)		2,280円 (1,140)	2,790円 (1,390)	4,820円 (2,410)	2,790円 (1,390)	970円 (480)	1,390円 (690)
会議室10 (15名)		1,330円 (660)	1,550円 (770)	2,680円 (1,340)	1,550円 (770)	570円 (280)	770円 (380)

( )内金額は、高校生等以下の料金

利用区分は、次のとおりとする。

ア 午前とは、8:30から12:00までをいう。

イ 午後とは、12:00から18:00までをいう。

ウ 1日とは、8:30から18:00までをいう。

エ 夜間とは、18:00から21:00までをいう。

オ 高校生等以下が利用する場合は5割引の料金とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

カ 入場料を徴収して運動施設を専用利用する者が当該専用利用に際し、上表の会議室を利用する場合は2倍の料金とする。

③ ラウンジ

施設名	利用区分	8 : 30~21 : 00	時間外料金 (1時間当)	
			8時30分以前	21時以降
ラウンジ1		1回につき 2,000円 (1,000)	240円 (120)	240円 (120)
ラウンジ2		1回につき 2,000円 (1,000)	240円 (120)	240円 (120)
ラウンジ3		1回につき 2,000円 (1,000)	240円 (120)	240円 (120)
ラウンジ4		1回につき 2,000円 (1,000)	240円 (120)	240円 (120)
ラウンジ5		1回につき 2,000円 (1,000)	240円 (120)	240円 (120)
マロニエラウンジ		1回につき 10,000円 (5000)	1,200円 (600)	1,200円 (600)

( )内金額は、高校生等以下の料金

備考

ア ラウンジの利用については、陸上競技場(カンセキスタジアムとちぎ)の専用利用時のみ利用可能である。

イ 高校生等以下が利用する場合は5割引の料金とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

ウ ア以外の場合において、入場料を徴収して運動施設を専用利用する者が当該専用利用に際し、上表のラウンジを利用する場合は2倍の料金とする。

④ 附属設備

・専用利用時

施設名	利用区分	8 : 30~21 : 00	
		1時間につき	金額 (円)
照明	全灯	1時間につき	7,480円 (3,740)
	4/5灯	1時間につき	6,380円 (3,190)
	1/2灯	1時間につき	3,990円 (1,990)
	1/3灯	1時間につき	2,430円 (1,210)
	1/4灯	1時間につき	2,000円 (1,000)
	1/5灯	1時間につき	610円 (300)
大型映像装置		1時間につき	5,540円 (2,770)

施設名	利用区分	午前	午後	1日	夜間	時間外料金 (1時間当)	
						8時30分以前	21時以降※
放送設備		650円 (320)	840円 (420)	1,460円 (730)	420円 (210)	270円 (130)	210円 (100)

( )内金額は、高校生等以下の料金

※多目的広場については18時以降

備考

ア 高校生等以下が利用する場合は5割引の料金とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

イ 入場料を徴収して運動施設を専用利用する者が当該専用利用に際し、上表の附属設備を利用する場合は2倍の料金とする。

・普通(個人)利用時

施設名	利用区分	4月	5月・8月	6月・7月	9月・3月	10月・2月	11月・12月・1月
		18:00~21:00	18:30~21:00	19:00~21:00	17:30~21:00	17:00~21:00	16:30~21:00
照明(1/5灯)		1時間につき 610円 (300)					
照明(1/10灯)		普通(個人)利用料金に含む					

( )内金額は、高校生等以下の料金

備考

ア 高校生等以下が利用する場合は5割引の料金とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

イ 普通利用時は日没後の時間から照明(1/10灯以下)を点灯する。点灯開始時間は、上記の区分のとおりとする。

照度を増したい場合は窓口までお申し出ください。有料にて点灯します。